

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	業者番号
JFEエンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市鶴見区末広町 2-1	1-004701

注) 業者番号「1-」は国土交通大臣許可の建設業者の有資格者番号を表す。

2 指名停止措置期間

令和 4 年 4 月 29 日 ～ 令和 4 年 10 月 28 日 (6 か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事

4 事実概要

JFEエンジニアリング(株)の使用人は、令和 2 年度竹富町発注の海底送水管更新工事の指名競争入札に関し、令和 4 年 2 月 13 日、公契約関係競売等妨害の容疑で沖縄県警に逮捕された。その後、平成 29 年度竹富町発注の海底送水管更新工事の契約に関し、官製談合防止法違反の容疑で令和 4 年 3 月 6 日、再逮捕された。

5 指名停止理由

JFEエンジニアリング(株)の使用人が、公契約関係競売等妨害及び官製談合防止法違反の容疑で逮捕されたことが、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領別表第 2 (談合及び競売入札妨害) 第 9 号に該当するため。

<指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(談合及び競売入札妨害) 9 有資格業者である個人、有資格業者の役員又はその使用人が談合及び競売入札妨害の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第 7 号及び第 8 号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から 6 ヶ月以上 12 ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当  
茨城県水戸市笠原町 9 7 8-6  
電話 0 2 9-3 0 1-4 3 3 4 (ダイヤルイン)